

# 高松市

## 企業誘致助成制度のご案内

令和5年10月1日現在



### 高松市企業立地ワンストップサービス

高松市では、企業が本市に立地する際の各種情報提供などについて、企業誘致専門員等が、関係機関と連携を取りながら迅速かつ的確にサポートするワンストップサービスを行っています。

立地に際してお困りごと等ありましたら、まずご連絡ください。

<お問い合わせ先>

高松市創造都市推進局産業経済部企業立地推進課

TEL : (087) 839-2412 FAX : (087) 839-2440

ホームページアドレス :

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/sangyou/yuchi/yuchi.html>



## 工場

要件	<p><b>&lt;投資に対する要件&gt;</b>          ◎土地を除く投下固定資産額          大企業→1億円以上 中小企業者→3千万円以上</p> <p><b>&lt;雇用に対する要件&gt;</b>          ◎新規常用雇用者又は新規短時間労働者（以下「新規雇用在職者」という。）の数          大企業→10人以上 中小企業者→2人以上 ※注1、※注2</p>
助成内容	<p><b>&lt;投資に対する助成&gt;</b>          ◎投下固定資産額（※注3）の10%（GX関連分野製品製造の場合は15%）</p> <p><b>&lt;雇用に対する助成&gt;</b>          ◎新規常用雇用者数（10人まで）×50万円          新規常用雇用者数（11人目以降）×30万円          ◎新規短時間労働者数×15万円</p> <p><b>&lt;雇用に対する助成（加算）&gt;</b> ※注4          ◎新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円          ◎新規常用雇用者のうち就職氷河期世代に該当する者の数×30万円          【いずれの加算も、新規短時間労働者については×15万円】</p>
その他	<p>◎市内移転の場合は、業務を廃止する工場の生産施設の面積より、新たに設置する工場の生産施設の面積が増加する必要があります。</p> <p>投資に対する助成額＝<math>\frac{\text{増加した生産施設面積}}{\text{新たに設置した工場の生産施設面積}} \times \text{投下固定資産額} \times \text{助成率}</math></p>
限度額	2億円

## 運輸施設

要件	<p><b>&lt;投資に対する要件&gt;</b>          ◎土地を除く投下固定資産額          大企業→1億円以上 中小企業者→3千万円以上</p> <p><b>&lt;雇用に対する要件&gt;</b>          ◎新規雇用在職者の数          大企業→10人以上 中小企業者→2人以上 ※注1、※注2</p>
助成内容	<p><b>&lt;投資に対する助成&gt;</b>          ◎投下固定資産額（※注3）の5%</p> <p><b>&lt;雇用に対する助成&gt;</b>          ◎新規常用雇用者数×50万円          ◎新規短時間労働者数×15万円</p> <p><b>&lt;雇用に対する助成（加算）&gt;</b> ※注4          ◎新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円          ◎新規常用雇用者のうち就職氷河期世代に該当する者の数×30万円          【いずれの加算も、新規短時間労働者については×15万円】</p>
その他	<p>◎市内移転の場合は、業務を廃止する運輸施設の運送等の事業の用に直接供される部分の面積より、新たに設置する運輸施設の運送等の事業の用に直接供される部分の面積が増加する必要があります。</p>
限度額	2億円

## 情報処理関連施設（①情報処理サービス業等）

要件	<p><b>&lt;雇用に対する要件&gt;</b>                  ◎新規雇用在職者の数                  大企業→5人以上 中小企業者→2人以上 ※注1、※注2</p>
助成内容	<p><b>&lt;投資に対する助成&gt;</b>                  ◎投下固定資産額（※注3）の25%                  ◎事務所賃借料（年額）の1/2（5年間）                  ◎通信機器賃借料（年額）の1/2（1年間）</p> <p><b>&lt;雇用に対する助成&gt;</b>                  ◎新規常用雇用者数×50万円（3年間 2年目以降は純増分のみ）                  ◎新規短時間労働者数×15万円（3年間 2年目以降は純増分のみ）</p> <p><b>&lt;雇用に対する助成（加算）&gt;</b> ※注4                  ◎新規常用雇用者のうち転入常用雇用者（※注5）に該当する者の数×50万円                  ◎新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円                  ◎新規常用雇用者のうち就職氷河期世代に該当する者の数×30万円                  【いずれの加算も、3年間 2年目以降は純増分のみ】                  【新規短時間労働者については×15万円（転入常用雇用者加算を除く）】</p>
その他	◎市内移転の場合は、業務を廃止する情報処理関連施設の情報処理サービス業等の用に直接供される部分の面積より、新たに設置する情報処理関連施設の情報処理サービス業等の用に直接供される部分の面積が増加することが必要です。
限度額	5年間で2億円（うち事務所賃借料等は年2千万円）

## 情報処理関連施設（②データセンター等）

要件	<p><b>&lt;雇用に対する要件&gt;</b>                  ◎新規雇用在職者の数 10人以上 ※注1、※注2</p>
助成内容	<p><b>&lt;投資に対する助成&gt;</b>                  ◎投下固定資産額（※注3）の15%                  ◎事務所賃借料（年額）の1/2（3年間）                  ◎通信回線使用料（年額）の1/2（3年間）                  ◎通信機器賃借料（年額）の1/2（1年間）</p> <p><b>&lt;雇用に対する助成&gt;</b>                  ◎新規常用雇用者数×30万円（3年間 2年目以降は純増分のみ）                  ◎新規短時間労働者数×15万円（3年間 2年目以降は純増分のみ）</p> <p><b>&lt;雇用に対する助成（加算）&gt;</b> ※注4                  ◎新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円                  ◎新規常用雇用者のうち就職氷河期世代に該当する者の数×30万円                  【いずれの加算も、3年間 2年目以降は純増分のみ】                  【いずれの加算も、新規短時間労働者については×15万円】</p>
その他	◎市内移転の場合は、業務を廃止する情報処理関連施設のデータセンター等の用に直接供される部分の面積より、新たに設置する情報処理関連施設のデータセンター等の用に直接供される部分の面積が増加することが必要です。
限度額	3年間で2億円（うち事務所賃借料等は年2千万円）

## 物流拠点施設

要件	<p><b>&lt;投資に対する要件&gt;</b>          ◎土地を除く投下固定資産額          大企業→3億円以上 中小企業者→1億円以上</p> <p><b>&lt;雇用に対する要件&gt;</b>          ◎新規雇用在職者の数          大企業→5人以上 中小企業者→2人以上 ※注1、※注2</p>
助成内容	<p><b>&lt;投資に対する助成&gt;</b>          ◎投下固定資産額（※注3）の10%</p> <p><b>&lt;雇用に対する助成&gt;</b>          ◎新規常用雇用者数（10人まで）×50万円          新規常用雇用者数（11人目以降）×30万円          ◎新規短時間労働者数×15万円</p> <p><b>&lt;雇用に対する助成（加算）&gt;</b> ※注4          ◎新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円          ◎新規常用雇用者のうち就職氷河期世代に該当する者の数×30万円          【いずれの加算も、新規短時間労働者については×15万円】</p>
その他	◎市内移転の場合は、業務を廃止する物流拠点施設の物流業務施設面積より、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設面積が増加することが必要です。
限度額	2億円

## 試験研究施設

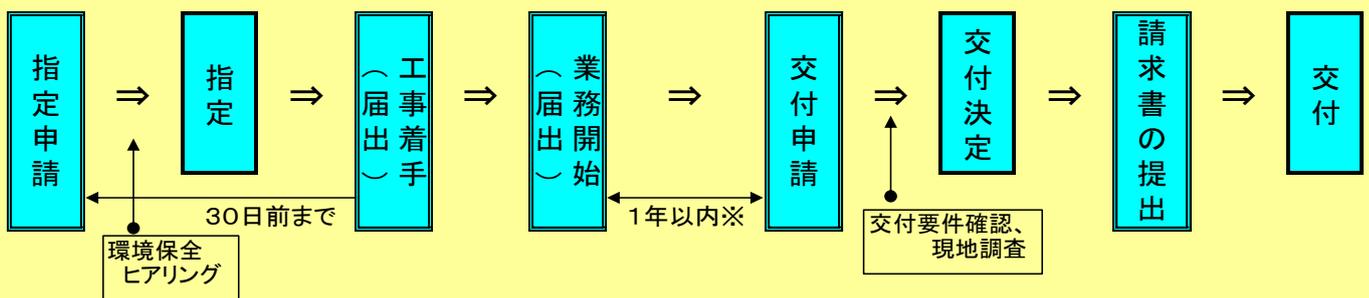
要件	<p><b>&lt;投資に対する要件&gt;</b>          ◎土地を除く投下固定資産額          大企業→1億円以上 中小企業者→3千万円以上</p> <p><b>&lt;雇用に対する要件&gt;</b>          ◎新規雇用在職者の数          大企業→5人以上 中小企業者→2人以上 ※注1、※注2</p>
助成内容	<p><b>&lt;投資に対する助成&gt;</b>          ◎投下固定資産額（※注3）の15%</p> <p><b>&lt;雇用に対する助成&gt;</b>          ◎新規常用雇用者数（10人まで）×50万円          新規常用雇用者数（11人目以降）×30万円          ◎新規短時間労働者数×15万円</p> <p><b>&lt;雇用に対する助成（加算）&gt;</b> ※注4          ◎新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円          ◎新規常用雇用者のうち就職氷河期世代に該当する者の数×30万円          【いずれの加算も、新規短時間労働者については×15万円】</p>
その他	◎市内移転の場合は、業務を廃止する試験研究施設における開発、試験又は研究の用に直接供される部分の面積より、新たに設置する試験研究施設の試験又は研究の用に直接供される部分の面積が増加することが必要です。
限度額	2億円



# 知的創造サービス業を行う事業所

要件	<p>対象業種：新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業、デザイン業（デジタルコンテンツのデザイン制作に係るものを除く。）、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、その他の専門サービス業、広告業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業</p> <p><b>&lt;雇用に対する要件&gt;</b>                  ◎新規雇用在職者の数                  大企業→5人以上      中小企業者→2人以上      ※注1、※注2</p>
助成内容	<p><b>&lt;投資に対する助成&gt;</b>                  ◎投下固定資産額（※注3）の5%</p> <p><b>&lt;雇用に対する助成&gt;</b>                  ◎新規常用雇用者数×50万円                  ◎新規短時間労働者数×15万円</p> <p><b>&lt;雇用に対する助成（加算）&gt;</b>      ※注4                  ◎新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円                  ◎新規常用雇用者のうち就職氷河期世代に該当する者の数×30万円                  【いずれの加算も、新規短時間労働者については×15万円】</p>
その他	<p>◎市内移転の場合は、業務を廃止する事業所の対象業種の業務の用に直接供される部分の面積より、新たに設置する事業所の対象業種の業務の用に直接供される部分の面積が増加することが必要です。</p>
限度額	2億円

## 助成金交付の流れ



※業務開始から交付申請までの期限

- ・下記以外は1年以内
- ・賃貸する目的で設置する情報処理関連施設は3年以内
- ・情報処理関連施設（データセンター等。賃貸する目的で設置するものを除く）は業務開始後3年間についてそれぞれの1年の経過後遅滞なく
- ・情報処理関連施設（情報処理サービス業等。賃貸する目的で設置するものを除く）・地方拠点強化施設は業務開始後5年間についてそれぞれの1年の経過後遅滞なく

※注 1 新規雇用在職者→対象施設設置に伴い、対象施設で業務に従事させるため新たに雇用する従業員で、下記①～③をすべて満たす者

①雇用保険がかけられている

②1週間の労働時間が30時間以上（常用雇用者）又は1週間の労働時間が20時間以上30時間未満（短時間労働者）

③瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の構成自治体（高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町）で住民登録している

※注 2 新規雇用在職者の人数要件

「交付申請時点での在職者数」と「交付申請前6か月の毎月末の平均在職者数」の両方で、要件を達成していることが必要

例：大企業が工場で指定を受け、8月10日に交付申請の場合

➡「8月10日時点で10人以上在籍」かつ「2月から7月の各月末在職者の平均人数が10人以上」

※注 3 助成の対象となる固定資産→土地・家屋・償却資産（地方税法第341条第2号から第4号までに規定するもの）

・土地は、工事着手の日前3年間に取得したもの。

・家屋及び償却資産は、工事着手の日後であって、業務開始の日前3年間に取得したもの。

・設置施設と同一敷地内の「福利厚生施設」「託児施設」などを含む。

※注 4 雇用に対する助成加算の条件

障害者：障害者の雇用の促進等に関する法律第37条第2項に規定する対象障害者に該当する方を、同法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を超えて新たに雇用した場合

就職氷河期世代：昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までの間に生まれた方を、令和2年4月1日以降に雇用した場合

※注 5 転入常用雇用者

新規常用雇用者（期間の定めのない労働契約を締結している従業員に限る。）で、新たに瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の構成自治体において住民登録をする者